

年 月 日

治 癒 証 明 書

保 護 者 様

園名 新田保育園
園長名 田鶴原 浩加

住 所 倉敷市

氏 名

生年月日 年 月 日

病 名

付 記

上記の者は 月 日以降は登園しても

さしつかえないことを証明します。

年 月 日

住 所

医 師

氏 名

- * この治癒証明書は、倉敷市連合医師会との申し合わせにより、文書料は500円（税別）でお願いいたします。
- * 電子カルテの場合は、「治癒証明書」への記入は不要です。
この用紙に、電子カルテで印刷した証明書を添付してください。（倉敷市）

出席停止指示書

学校保健安全法第19条により下記のとおり出席停止を指示します。

記

1. 出席停止者 クラス名
氏 名

2. 出席停止期間 令和 年 月 日から
登園してもさしつかえないと証明
されるまで

3. 出席停止理由 感染性疾患の疑い

（注）すみやかに医師の診断を受けてください。

保 護 者 の 方 へ

◎ 学校・園は多くの子どものたちの集団生活の場であり、学校教育が円滑に実施され成果をあげるためには、学校・園や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校・園における感染症の予防もそのひとつであり、保護者の方にぜひ正しい御理解と御協力をお願いしたいと思います。

登園の際には、医師の治癒証明書を必ず持参させて下さい（ただし、季節性インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症にかかった場合は別紙「罹患報告書」を持参させてください。）なお、治癒証明書の文書料は、倉敷市連合医師会との申し合わせにより500円（税別）となっています。

◎ 学校・園長は、幼児・児童・生徒が感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれがあるときは出席を停止させることができることになっています。（学校保健安全法第19条）

◎ 学校・園において、予防すべき感染症の種類と、出席停止の期間の基準は次のとおりになっています。（学校保健安全法施行規則第18条・19条）

種	病 名	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準	
第1種	エボラ出血熱、 クリア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。 * 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等 感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症と みなす。	・感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染 症にかかっている疑いがある者については、予防処置の 施行の状況その他の事情により学校医その他の医師 において感染のおそれがないと認めるまで。 ・感染症が発生して地域から通学する者については、 その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見 を聞いて適当と認める期間。
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等感染症は除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日） を経過するまで。（発症日は0日と数える。）	・感染症の流行地を旅行した者については、その状況 により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当 と認める期間。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで。	
	麻 疹	解熱した後3日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで。	
	風 疹	発疹が消失するまで。	
	水 痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
第3種	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。	結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医・その他の医師において感染のおそれ ないと認めるまで。
	結 核	第3種と同じ扱い。	
	髄膜炎菌性髄膜炎	（ただし以上は症状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。）	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医・その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで。	